附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

4　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二

政　令

河川法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十六号

河川法施行令の一部を改正する政令

内閣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号に次のただし書を加える。

ただし、当該期間における流水占用料等の総額その他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、かつ、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認められる場合として条例で定める場合には、当該期間の分の流水占用料等を一括して徴収することができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十七号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第四十八号の次に次の一号を加える。

四十八の二　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）

附　則

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　山本　有二

保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十八号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法（平成七年法律第百五号）附則第一条の二の十四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の五各号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第六十四号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十七号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三